

家族心理学研究 編集規定

1. 本誌は、日本家族心理学会の機関誌で、1年1巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌には、原著論文A、原著論文B、資料、展望論文、討論、書評、広報の欄を設ける。
3. (倫理規定) 本誌に投稿される論文は、研究者が遵守すべき社会通念としての研究者倫理に抵触していないものでなければならない。審査過程で投稿論文が研究者倫理に抵触する疑義が提出された場合は倫理問題検討のための手続きがとられる。
4. (投稿条件) 本誌に投稿される論文は、執筆者が本学会会員であることを要する。執筆者が複数の場合には、執筆者全員が本学会会員であることを要する。投稿に関わる詳細は家族心理学研究投稿規定に定める。
5. 原著論文Aは、家族心理学に関する独創的で、実証的なりサーチ論文の発表にあてる。
6. 原著論文Bは、家族心理学の臨床に関する独創的で、理論的あるいは実践的な研究論文の発表にあてる。事例研究は、この欄に掲載される。
7. 資料は、家族心理学に関する事例、調査、実験、理論等の新たな知見に関する報告にあてる。
8. 展望論文は、重要なテーマについて内外諸理論を広く検討し、概観する論文の発表にあてる。
9. 討論は、本誌に掲載した論文に関する意見を掲載する。(原則として次号に掲載する。)意見は投稿による。また意見に対して反論等のある場合には、さらに意見を掲載できるものとし、誌上討論を行うようにする。必要に応じて、編集委員会が、討論欄への投稿を会員に求めることができる。
10. 書評は、編集委員会が当該領域の専門家に依頼した書評の発表にあてる。
11. 広報は、本学会の会務報告、関連する内外の諸学会の情報などにあてる。
12. 本誌の編集は、常任理事会が委託した編集委員長、編集副委員長、編集委員から構成される家族心理学会編集委員会で行う。
13. (審査基準) 再審査の回数は2度までとし、審査結果の区分は「掲載可」「修正再審査」と「掲載不可」とする。
 - (1) 「掲載可」とは、そのままあるいは最小限の修正を加えることで、本誌の掲載基準を満たすと判断されたことを意味する。「掲載可」となった場合、執筆者は審査結果用紙に掲載された意見の許容内で論文の修正を行うことができる。「修正再審査」とは、大幅に訂正・加筆が要求され、著者に原稿が返送され、期限付き(3か月以内)で改稿が求められる。著しく改稿が遅れた場合(半年を超える)には、別の論文として、新しく受稿手続きから

審査に至る。「掲載不可」とは、本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたことを意味する。

(2) 審査基準は、学会への新たな貢献ということであり、その際の個別的な基準には、理論、発想、方法、データなど様々な面があることに編集委員会は十分留意して編集していく。

(3) 審査は、編集委員会以外においては著者名を伏せて行う。

1 4. (二重投稿について) 投稿から、「掲載可」または「修正再審査」「掲載不可」の結果が通知されるまでの期間を投稿期間とし、この期間に同一論文または実質上同一論文が他の雑誌に投稿される場合には二重投稿と判断する。二重投稿が確定した時には、家族心理学研究に掲載された論文の場合には論文削除の手続きがとられ、審査中の論文の場合には審査を即時に中止する。事実関係の調査の後、家族心理学研究の広報欄で著者名を含めて事実関係を公表すると同時に、重ねて投稿された、またされている他雑誌の発行機関に事実関係を報告する。

1 5. (未公刊について) 審査の対象となる投稿論文は未公刊のものに限る。

(1) 学術および一般雑誌、大学や研究機関などの紀要、学術および一般図書に掲載された論文は公刊された論文となり、同一論文または同等の論文を家族心理学研究に投稿できない。

(2) 既公刊、印刷中あるいは審査中の論文と同一のデータに基づくものであっても、データの追加や再分析を行い、かつ新たに本文・図表を執筆、作成し、実質的に元となる論文を発展させるものは公刊されたものとは別の論文と判断され、審査の対象になる。

1 6. (剽窃について) 他の著作物から引用をする場合は、必ず出典を明記する。出典を明記しない引用は剽窃とみなされる可能性がある。出典を明記する場合でも、引用がかなり長い場合は、著作権者から書面で許可を得る必要がある。どの程度の長さから許可を必要とするかは、著作権者が判断する事項である。また、既公刊論文における図表や尺度、調査紙を改変して引用する際、改変したことを論文に明記する。改変にあたり許可が必要な場合、著作権を持つ出版社などに許可を得る必要がある。未邦訳の尺度や調査紙を翻訳して論文に利用する際においても、同様に著作権を持つ出版社などに許可を得る必要がある。

1 7. 本誌に掲載された論文を、無断で複製あるいは転載することはできない。

1 8. 本誌の編集事務は、日本家族心理学会事務局で行う。

補則

1. 本規定は、編集委員会の合意と常任理事会の承認により、変更できる。

付則

1. 本規定は、1986年6月8日から施行する。

2. 本規定は、2010年8月21日に一部改定し、同日より施行する。